

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により，大規模小売店舗の変更の届出がありましたので，法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告するとともに，その届出を縦覧に供します。

なお，この公告に関し，大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は，法第8条第2項に基づき，この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成25年8月15日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所

株式会社御幸ビルディング

取締役社長 後藤 新治

名古屋市中区錦三丁目20番27号

2 届出の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

京都御幸ビル

京都市中京区烏丸通四条上ル笋町689番地

（2）変更事項

変更事項	変 更 前	変 更 後
①大規模小売店舗 の名称	京都御幸ビル改築計画	京都御幸ビル

②大規模小売店舗 を設置する者の代 表者の氏名	株式会社御幸ビルディング 取締役社長 森 文保	株式会社御幸ビルディング 取締役社長 後藤 新治

(3) 変更年月日

平成25年6月24日

3 届出年月日

平成25年7月24日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成25年8月15日(木)から平成25年12月16日(月)まで(日曜日,
土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成25年12月16日(月)

(産業観光局商工部商業振興課)